

## 原告 準備書面(10)の(27頁-30頁)から抜粋

被告藍澤証券の代理人弁護士の著書には、詭弁に気を付けるようにという非常に参考になる注意事項が記載されていた。しかし、詭弁の例などはなく、また分類もなされていなかった。

そこで、ここでは被告藍澤証券の準備書面3に現れた詭弁を例として取り上げて、詭弁の分類を試みた。

## 第8 被告藍澤証券の準備書面3について

### 1 準備書面3の特徴

被告藍澤証券の準備書面3の第1から第7までについて、第1は第1、第2は第2というように、対応させて原告の反論を個々に述べてきた。

ここで準備書面3を総括して特徴を三つ挙げると、① 詭弁テクニックのオンパレード、及び② 原告の主張に真正面からの反論を避けての従前の主張の繰り返し、③ 基本的な理解を欠いた定量的な分析 だといえよう。以下にこれらのそれぞれについて述べる。

### 2 詭弁テクニックのオンパレード (準備書面3の特徴)

準備書面3は、詭弁テクニックのオンパレードであり、また、論理がよじれているためか意味の通らないしどろもどろの記述さえもある。

特に、第2における「原告の主張に変遷が認められる」とか「原告は(ピンポイントに)1文だけを読んで…と解釈した」とかのように事実と異なる主張は控えるべきだと、原告は強く論じておきたい。これらは、事実に基づかないので言いがかりである。

準備書面3に現れた詭弁テクニックとしては、① 各種のすりかえ、及び② 互いに似た仕組みや用語の誤った同定、③ 原因と結果の逆転、④ 的外れのことをそう思わせない説明、⑤ ピンポイントの用語また

は1文を参照しての無理な主張、⑥ 複雑な仕組みや用語を併記しての実際にはそれと無関係な主張の権威付け、⑦ 紛らわしい仕組みや用語を意図的に誤解させる表現、⑧ 注意深く読まないで誤解を生むような表現、などがある。

なお、準備書面3においては、特段に数多くの詭弁テクニックを用いた論理展開がなされたためか、調停における答弁著（甲17）の記述と辻褃が合わなくなっているという点だけを注意喚起しておこう。

### 3 原告の主張に真正面からの反論を避けての従前の主張の繰り返し （準備書面3の特徴）

本準備書面の第7に述べたように、準備書面3は、被告藍澤証券の主張を繰り返すことに関する言い訳と、従前に主張の繰り返しである。原告の主張に真正面から反論することを避けているように見受けられる。

原告が次のキーワードを用いて述べた主張に関して、少なくとも認否があってしかるべきである。そして、被告藍澤証券に反論があれば、それを述べるべきである。これらは、被告らの説明に関する矛盾点を暴くものであるから、同被告の主張を貫くには反論を必要とする。特に透明性は、金融商品に求められる最も基本的な原理だといえる。

「6か月ルール」、「レジットの収益源物件の価格の透明性」、「評価額低下時の収益力不変の原理」、「タコ配当」、「資産消失」。

そして、原告が丁寧に説明した次の事項に関しても、少なくとも認否があってしかるべきである。そして、被告藍澤証券に反論があれば、それを述べるべきである。

「レジットの基準価額が決まる仕組み」、「本件事件発生後の被告藍澤証券のレジット販売態度の急変」、「ハイリスクかローリスクかの重

要な指標となるレバレッジ（借入比率）」、「目論見書などに書かれた“リスク説明”と“管理運用などに関する投資家への約束事項”の違い」。

#### 4 基本的な理解を欠いた定量的な分析（準備書面3の特徴）

本準備書面の第1で指摘したように、被告藍澤証券は、レジットという投資信託に関する“基本的な理解を欠いた主張”を展開している。

原告は、被告藍澤証券が評するところの“原告の独自の解釈に基づく主張”を突然に展開しているのではない。原告は、同被告の三島支店の支店長らと毎月1回行なった話し合いの中で、確かめてきたことを、準備書面(6)及び(8)で述べたのである。

支店長らは、一般論に関しては、変なバイアスをかけることなく真実を原告に教えてくれた。準備書面3では、一般論からして誤りがあるのと大違いであった。ところが、レジットに関するクリティカルな質問については、公式見解では答えにならない場合、すなわち原告に説明できずに回答に詰まった矛盾点などについては、本社に問い合わせるなど慎重であった。そして、本社からは説明禁止と指示されることが多いようであり、矛盾を解消する重要事項については原告への説明がほとんどなされていない。

被告藍澤証券は、以上を踏まえて、少なくとも支店長らと同程度の基本的な知識レベルを前提として、実際の因果関係を無視することなく、きちんと定量的な分析をした上で合理的に理解できるように主張されたい。